

## 消火器具の設置範囲が**拡大**されます



消防法施行令改正に伴い、**2019年10月1日**から火を使用する全ての**飲食店**に消火器具の設置が義務となります。

※ ただし、火気使用設備(器具)に調理油過熱防止装置、自動消火装置、その他の安全機能を有する装置(カセットコンロの圧力感知安全装置等)の防火上有効な措置を備えた火気使用設備を使用している場合は、設置が免除される場合があります。

飲食店経営の皆様へ(重要なお知らせ)

### 防火上有効な措置とは



圧力感知安全装置



調理油過熱防止装置



自動消火装置

### 消火器具の点検について

消火器具を設置後、6カ月ごとに点検し、1年に1回消防署に点検結果報告書を提出する必要があります。

※ 点検は資格がなくても行えますが、報告様式は定められています。

また、製造年から蓄圧式消火器は5年、加圧式消火器は3年を超えると有資格者による消火薬剤や消火器の内部点検が必要となります。